

学校教育目標

志を持ち、心豊かでたくましく、よく学び考える 妹背牛の子



もせうし小だより



一年生の図工作品
「ちよきちよきかざり」

妹背牛町立妹背牛小学校 学校だより 令和7年 5月27日発行No.3

発行：戸澤 法史 文責：穂山 拡希



いじめ防止基本方針

校長 戸澤法史

妹背牛小学校では、「**いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの**」

という基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、児童及び保護者に対し、学校生活を送る上で
の安心感を与え、いじめの加害行為の抑止、関係児童への支援につなげます。また、誰もがい
じめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえて対応します。さらに、けんか等、交友関
係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、**人間関係を修復していく力を身につけ、変
化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みま
す。**（詳細については、本校のホームページに掲載されていますのでご覧ください）

1. いじめの早期発見・早期解決のための具体的取組（抜粋）

- ①3回の「いじめ把握のためのアンケート調査」をもとに、一人一人の児童と直接話をし、
思いを汲み取る。
- ②児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日
記などから交友関係や悩みを把握したりする。

2. 認知したいじめへの対処（抜粋）

- ①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認し、事実
が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議するとともに、組織的に
対応する。
- ②いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援
と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

3. いじめの解消（抜粋）

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされているものとする。

- ①被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行わ
れるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。期間の目安は3か月
間とするが、必要に応じてより長期の期間を設定する。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人やその保護者に対し、面談等
により確認する。

日頃から全職員で情報共有しながら子どもたちの見守りを行っていますが、学校側だけ
では気づけない場合もありますので、保護者の皆様も、気になることがございましたらご
遠慮なく学校（32-2456）へお知らせください。子どもたちのために連携していじめ未
然防止・早期発見・早期解決を目指したいと思いますのでご協力をお願いいたします。

各種環境整備へのご協力 ありがとうございました



グラウンド整備(5/2)



教材園耕起(5/13)



P T A生活環境部 春の環境整備(5/8)



5月2日(金)には、役場建設課様によるグラウンド整備、同8日(木)にはPTAの皆様による春の環境整備を行いました。お陰様で、6月7日に控えた運動会の練習も安全・快適に行うことができます。また、5月13日(火)には保護者の方に教材園の土起こしをしていただきました。皆様のお力添えにより、学校の教育活動が進められることに心より感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

「ふれあい農園」での農業体験を行いました



1・2年いも・とうもろこし植え(5/13)



3・4・5年田植え(5/19)



今年度も、役場農政課佐藤様のご指導のもとうらら公園近くの「ふれあい農園」にて、1・2年生の「いも・とうもろこし植え」と、3～5年生の「田植え」体験を行いました。

農政課の皆様には、事前の整備、当日のご指導をいただき、誠にありがとうございました。おかげさまで充実した体験活動ができました。

本町の基幹産業である稲作をはじめとした農業の体験を通して、子ども達がより妹背牛町のことを知り、ふるさとへの誇りや愛着をもってくれることを願っています。

教育実習が始まっています

5月19日(月)、本校の卒業生が教育実習に来てくださいました。学校の先生になるための学習の一環として、母校である妹背牛小中学校で、3週間の実習を行います。

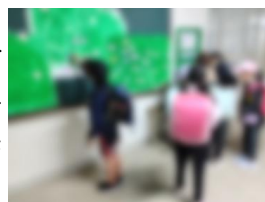
母校の後輩とのふれあいを通して、教育実習の期間中に、先生として必要な経験をたくさん積んでいただくことを願っています。



児童会によるあいさつ運動

5月19日(月)より、児童会による「あいさつ運動」が始まっています。自分から上手にあいさつができた子は、その証として芝桜の花を受け取り、玄関前掲示板の台紙に貼っていく取組です。

全校児童が、「自分から」「元気よく」あいさつをし合うことを心がけて、掲示板を満開の芝桜畑にしてほしいですね。



人権の花（３・４年生）～優しい気持ちでみんなで花を育てよう

５月２２日（木）人権擁護委員の皆様をお迎えし、３・４年生を対象にした「人権の花」の活動を行いました。プランターやお花の寄贈、ご指導をいただき、誠にありがとうございました。

１人１台のプランターが用意され、そこにマリーゴールドやペチュニアなどから好みの花を選び自分のプランターに植えることができました。完成したプランターは、南玄関の通路に並べていますので、ご来校の際ぜひご覧ください。

これから花のお世話を通じて、一人一人が優しい気持ちを育てることを期待しています。



P T A 役員会・理事会～今年度のP T A活動よろしくお願いします

５月１日（木）今年度のP T A活動に関わり各部の具体的な計画立案を行う「P T A役員会・理事会」が開催されました。P T A役員の皆様、各部の理事の皆様、夜間の会議にも関わらず、多くの皆様にご参加いただいたことに感謝申し上げます。お陰様で、令和７年度P T Aの年間の活動内容が決定し、部によっては、すでに今年度の取組がスタートしています。



次年度より、妹背牛小学校・中学校としての合同P T Aの体制が始まります。現在の体制でのP T A活動は今年度が最後となります。改めて、各部のお力添えと、保護者の皆様のご理解・ご協力をいただき、P T A活動を盛り立てていただきますようお願いいたします。

★寄贈品のご紹介★

明治安田生命様より マーカーカラーコーンセットの寄贈をいただきました。誠にありがとうございます。屋内外を問わず、本校ではマーカーの利用頻度は高いです。有効に活用をさせていただきます。



児童引き渡し訓練についてのご理解・ご協力をいただき、ありがとうございました

５月２日（金）には、緊急時を想定した引き渡し訓練を実施いたしました。保護者の皆様におかれましては、ご多忙の折にも関わらず、緊急時に備えた訓練へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございました。

今後も学校は、緊急時にお子様の命・安全を守る観点から引き渡しの対応をとることがございます。今回の訓練と同様に、緊急時に「楽メ」による発信をすることになりますので、緊急時のメールを受信いただけるよう、ご家庭の設定確認をお願いいたします。設定等についてのお問い合わせがございましたら教頭までご連絡をお願いいたします。

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

今月のもせうし小だよりに掲載いたしました。同じ内容を学校ホームページにも掲載しておりますので、お子様を含めご家族皆様でご確認をお願いいたします。

6月の行事予定

妹背牛小学校ホームページ随時更新中！
<https://www.town.moseushi.hokkaido.jp/mosesho/>
 妹背牛町のホームページからも閲覧できます



令和7年度

6月行事予定

各学年授業時数

日	曜	スクールバス下校便			行 事 等	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
1	日										
2	月		14:35		防災安全環境点検日 戸外清掃 運動会係児童打ち合わせ	5	5	5	5	5	5
3	火	14:05			短5 外国語 2 年② 6 年③ 3 年④ 5 年⑥	5	5	5	5	5	5
4	水		14:40	15:40		5	5	5	6	6	6
5	木	14:05	14:50		短	5	5	6	6	6	6
6	金	14:05			短5 運動会前日準備 外国語 4 年③ 5 年④ 6 年⑤	5	5	5	5	5	5
7	土	12:10			大運動会	4	4	4	4	4	4
8	日										
9	月				振替休業						
10	火	14:05	14:50		短5 運動会後片付け(6年) 委員会 3 外国語 6 年③ 3 年④ 5 年⑤ いやなことアンケート①配付 スクールカウンセラー9:00～15:00	5	5	5	5	5	5
11	水		14:40	15:40	新体力テスト クラブ 1 (計画含)	5	5	5	6	6	6
12	木	14:05	14:50		短 見学旅行 1 年 水泳学習 2 3 4 年 家庭学習強調週間 (～18日)	5	5	6	6	6	6
13	金		14:40	15:40	見学旅行 2 年 いやなことアンケート集約 水泳学習 1 5 6 年 外国語 4 年③ 5 年⑤ 6 年⑥	5	5	6	6	6	6
14	土										
15	日										
16	月		14:35		避難訓練 2 (不審者) 教育相談 (～24日)	5	5	5	5	5	5
17	火	14:05	14:50		短 外国語 6 年③ 3 年④ 5 年⑥	5	6	6	6	6	6
18	水		14:40	15:40	クラブ 2	5	5	5	6	6	6
19	木	14:05	14:50		短	5	5	6	6	6	6
20	金	13:50	14:50		特5 遠足 定時退勤日	5	5	5	5	5	5
21	土										
22	日										
23	月		14:35		イチゴ狩り 1・2 年	5	5	5	5	5	5
24	火	14:05	14:50		短 外国語 1 年② 6 年③ 3 年④ 5 年⑥	5	6	6	6	6	6
25	水		14:40	15:40	水泳学習 4 5 6 年 クラブ 3 イチゴ狩り予備日	5	5	5	6	6	6
26	木	14:05 13:50	14:50 14:50		短 遠足予備日	5	5	6	6	6	6
27	金		14:40	15:40	外国語 4 年③ 5 年④ 6 年⑥ 定時退勤日	5	5	6	6	6	6
28	土										
29	日										
30	月		14:35			5	5	5	5	5	5

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

妹背牛町立妹背牛小学校 令和7年（2025年）6月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

妹背牛小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は別途配付資料
やHPを御覧下さい。

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものです。そのような考えのもと、いじめがおきたときのやくそくを決めます。このやくそくをもとに友達どうして生まれたトラブルやいじめの問題を解決し、仲直りしていく力を身につけ、社会の中で、自立し、ねばり強く、たくましく生きていくことができる力を育てていきます。そのため、すべての子どもに対して、いじめに向かわせないための取り組みや、早く見つけ（気づき）、早く解決していくための進め方を決めます。そうすることで、子どもやその家族の人が、学校生活を安心して過ごしたり、いじめをさせないようにしたり、いじめに関係した人達の心のサポートにつなげていきます。

妹背牛小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

校長先生、教頭先生、生活指導の先生、保健の先生、学級担任の先生、スクールカウンセラーなどの先生方が「いじめ防止対策委員会」をつくり、必要なときに委員会を開きます。

また、先生方で心配な子どもの様子を話し合います。そうすることでいじめが起こる前に解決させたり、いじめを早く見つけ、解決させたりするなど全員の先生方でいじめをなくす取り組みをおこないます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

(1) 学校と保護者・地域が連携します 子どもとご家庭・学校がお互いに信頼し合えるように、学校はご家庭からの相談に対して家庭訪問や面談を行い、素早く誠実に対応します。

また、必要があれば、教育委員会や児童相談所などと連携して解決に向けて取り組みます。

(2) アンケートを行います 年3回のアンケートをもとに、子ども一人一人と話をし、思いをくみ取ります。

(3) 家庭学習のノートや日記を通して考えや気持ちをくみ取ります 休み時間や放課後の活動の中での様子に目を配ったり、家庭学習のノートや日記などから友達についての悩みを聞いたりして、思いをくみ取ります。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。保護者の皆様におかれましては、お気軽に相談願います。

連絡先 0164-32-2456（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
空知教育局教育相談電話（電 話）	0126-22-3912	



道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター